

正副会長会 規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西法人会（以下、「本会」という）の定款第 3 4 条の規定に基づき、本会の正副会長会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(職務及び権限)

第 2 条 会長は、正副会長会を代表し、正副会長会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。

3 正副会長会は、役員人事その他本会の運営に関する重要事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。

(招 集)

第 3 条 正副会長会は、会長が必要と認めたとき、招集する。

(議 長)

第 4 条 正副会長会の議長は、会長をもってこれに当たる。

(理事会への報告)

第 5 条 正副会長会の審議事項について、重要事項は理事会へ報告するものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

2 令和 7 年 5 月 2 6 日 一部変更